

三労発基1222第4号  
令和2年12月22日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

### 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の4第1項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第3項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第4項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、別添の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1。以下「指針」という。）に基づく措置を講じていただいているとあります。

今般、「労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和元年厚生労働省告示第206号、令和2年厚生労働省告示第103号、第245号及び第327号）により、名称が公表された835物質の化学物質のうち、別紙1に掲げる計27の届出物質及び法第57条の4第1項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙2に掲げる5物質について、変異原性が認められました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体、会員、事業場等に対して、別紙1に掲げる届出物質又は別紙2に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。